



兵庫県最低賃金

が変わります。

使用者も労働者もチェックしましょう！！

確かめよう！



時間額

1,001

円

41 円
UP



©兵庫県 2007

令和 5 年 10 月 1 日から

(※賃金が20日締め等の場合でも、10月1日労働分からは新最低賃金が適用となります。)

～兵庫県で働くすべての労働者に兵庫県最低賃金が適用されます～

○ 中小企業・小規模事業者の方へ

事業場内の最低賃金額を一定額以上引き上げ、生産性向上のための設備投資を行う場合は、**業務改善助成金**をご利用ください。(ご利用には一定の条件があります。)

お問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター

TEL 0120-366-440 (受付時間 平日 8:30～17:15)

申請窓口：兵庫労働局雇用環境・均等部 企画課

TEL 078-367-0700 (受付時間 平日 8:30～17:15)

※ 申請には期限(令和 6 年 1 月 31 日)がありますので、お早目にご相談ください。

○ 最低賃金に関するお問い合わせは

兵庫労働局労働基準部賃金室(078-367-9154)

又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

厚生労働省

兵庫労働局

